

第5章 古賀市成年後見制度利用促進 基本計画

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 古賀市の現状について
3. 具体的な取組について

第5章 古賀市成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画の背景と趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成28（2016）年4月に公布し、同5月に施行しました。また、この促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）」が平成29（2017）年に閣議決定されました。

促進法では、「市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める努力するもの」としています。

本市においては、高齢者等の成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画に包含する形で古賀市成年後見制度利用促進基本計画を策定することとしました。成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取組を推進します。

2. 現状と課題

（1）本市における成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度利用者数は、令和3（2021）年12月末現在で、後見82人、保佐16人、補助4人、任意1人の計103人となっています。利用者年代は、80代が最も多く、次いで70代の順となっています。

制度の利用を希望する人の中で、身寄りが無い等の理由で申立てが困難な場合には、市長により家庭裁判所に申立て手続きが行われます。平成30（2018）年度以降の本市の市長申立件数の推移をみると、障がい者は1人となっており、高齢者も1人で推移しています。

成年後見制度市長申立の実績

単位:件

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
市長による申立件数	1	1	1	0	1
高齢者	1	0	1	0	1
障がい者	0	1	0	0	0

資料:古賀市(各年度合計件数)

(2) アンケート調査結果からわかる現状

権利擁護について、「認知症や障がい等により判断能力が不十分な人に対して必要だと思う支援」(3つまで回答)という質問に対し、「必要な福祉サービスの利用に関する情報提供や相談先」が68.0%、「福祉サービスの申請や利用の手続き」が54.8%、「地域住民の認知症・障がい等に関する理解や受容」が38.3%、「本人の意思を尊重するしくみ」が29.5%の順に高くなっています。高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような体制の整備が必要です。

3. 具体的な取組について

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」をめざします。

(1) 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくために、その中核となる機関(以下「中核機関」という。)を設置します。中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図りながら、地域における連携・対応強化の推進役を担います。行政と社会福祉協議会が協議を行い、本市に適した中核機関の設置を行います。

【Ⅰ. 制度の広報・普及】

- ・ 市民、地域の支援者、福祉関係者等に対して、啓発物の配布や講演会等の開催による成年後見制度についての周知・啓発
- ・ 権利擁護支援を行う地域包括支援センター等の関係機関に対して、成年後見制度の利用に関するマニュアルの作成・配布を通じて、市全体で権利擁護支援に取り組む体制の構築

【Ⅱ. 相談支援機能の強化】

- ・ 専門職による市民からの相談対応(電話・面談等)
- ・ 相談対応のための関係機関(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、日本司法支援センター(法テラス)、家庭裁判所、県の機関等)との連携・調整 など

(2) 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切に支援につながる地域連携の仕組みです。

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につながるができるよう、国のイメージする、チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け検討します。構築にあたっては既存のネットワークや地域資源の活用など、本市の現状に沿った有機的なネットワークとなるよう関係機関と協議・調整をすすめていきます。

(3) 成年後見制度の利用促進

中核機関を中心に、成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、本来、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制やフォロー体制、利用支援事業等の充実に取り組みます。

① 成年後見制度の広報・啓発活動

成年後見制度の理解と利用促進を図るために、広報紙や社協だより、まちづくり出前講座などさまざまな機会を捉えて積極的に制度の周知・啓発を行います。

② 意思決定支援・市民後見人等の育成と支援

- ・ 本人の意向を確認するとともに、必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制のあり方について、専門職団体等を連携及び協議を行い、状況に応じた適切な受任者調整(マッチング)への取組を進めます。
- ・ 成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、支援の担い手となる市民後見人の必要性が高まっています。育成に向けた制度の周知や、養成研修等の情報収集により受講を促すなど、市民後見人の育成を推進します。また、後見人が活動する上での継続的な相談・支援を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業の利用者において、補助・保佐・後見類型への転換が望ましいケースについては、スムーズに制度間の移行が行えるよう、社会福祉協議会と連携して対応します。

③ 成年後見制度市長申立てと成年後見制度利用支援事業

- ・ 本人の生命や財産等が脅かされている状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができない人を見つけだした場合は、すみやかに関係機関と連携し、市長申立てを行います。
- ・ 必要な費用を負担することが困難な人に対して、審判の請求費用及び後見人等への報酬を助成するための事業の実施を継続します。事業の対象者及び助成額については、成年後見制度の需要を十分に調査したうえで、随時、見直しを行います。